随意契約(相手方指定)調書

| 件 名 | 消耗品購入契約(DocuWorks9.1ライセンス) | 5200599 |
|-------|----------------------------|---------|
| 工(納)期 | 令和5年10月13日 | |
| 契約締結日 | 令和5年9月19日 | |
| 契約金額 | 1,980,990円(消費税込み) | |

| 契約相手方 | 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共支 社 |
|---------|------------------------------------|
| | (法人番号:1011101015050) |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。 |
| 備 考 | |

契約審査委員会資料 経理課契約係 R5.9.14

業者選定理由書

| 件名 | 消耗品購入契約(DocuWorks9.1ライセンス) |
|----------|---|
| 指名業者(案) | 名 称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共支社 所在地 東京都江東区豊洲二丁目2番1号 豊洲ベイサイドクロスタワー 代表者 支社長 吉村 直樹 |
| 特命理由 | 本件は、紙及び電子文書の管理ソフトとして全庁的に使用しているDocuWorksについて、パソコンの新規購入に伴いライセンスを追加購入するものである。主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指名したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、上記業者はDocuWorksの製造元であるため確実な納入が可能であり、利用時の不具合対応や各種問合せ対応等の保守サービスは上記業者から直接購入した場合のみ無償提供されることから、当該ソフトの安定的な全庁導入にあたっては、上記業者と契約することが妥当である。以上の理由から、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。 |
| その他 特記事項 | 根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) |